

① 宮崎市

- (1) 市、農業委員会、JA 宮崎中央が、ジェイエイファームみやざき中央の研修修了生等の新規就農者向けに、本事業の活用を希望。
- (2) 対象地区は、宮崎市浮田(右図)。
市農業委員会の会長が、本事業に強く賛同され、地元関係者との調整を積極的に実施。
- (3) 将来は農地 2.5ha で、本事業を活用し新規就農者の
ハウス団地とする構想あり。
- (4) R2.6 からジェイエイファームみやざき中央の研修修了者が 27a の農地で事業活用。
R2.8 から配分計画による転貸。きゅうりハウスを建設し営農を開始。



宮崎市①（場所:宮崎市浮田）

- ・スタンバイ期間: R2.1.1～R3.12.31 (2年間)
- ・出し手と受け手:出 O氏、O氏、受 K氏
- ・農地: 2筆(計 1,876m²)
- ・賃料:なし
- ・保全管理: R2 年度 3 回(耕起と草刈) R2.6.1～R2.11.30 間
- ・保全管理者:O氏
- ・貸付け: 貸付予定の受け手が農地が狭い(2反以上ほしい)との理由でこの農地では就農しないこととなり、その後、市や農業委員会が新たな受け手を探索したが見つからず、R3.1月に出し手と合意解約を行った。

宮崎市②（場所:宮崎市浮田）

- ・スタンバイ期間: R2.6.15～R2.7.31 (2ヶ月間)
- ※覚書上は 12/31 までの計画。実際は 8/1 貸付けであり期間もなくスタンバイを活用する意味はなかったが市からの要望で適用した。
- ・出し手と受け手:出 M氏(相続人代表:M氏)、受 K氏
- ・農地: 2筆(計 2,74m²)
- ・賃料:なし
- ・保全管理:なし
- ・保全管理者:なし
- ・貸付け:始期 R2.8.1 から新たな受け手(K氏)に貸付済み
- ・その他: 前述した受け手の新たな就農先農地として契約し直したもの

② 延岡市

- (1) 担い手が不在だった須美江地区(約 7ha)において、地区外から新たな担い手として農業法人Mを呼び込む。

農業法人Mがより良いスタートを切ってもらうよう支援するため、地域から本事業の活用の要請あり。

- (2) 農業法人Mは、先に鳥獣防護柵が設けられる農地(約 2ha)を機構から借り受け、キャベツ生産を開始。

残り 5 ha は、地権者等との協議が整った分から順にスタンバイ農地に位置づけ。(R1. 3 から最長 2 年 約 3. 9ha)

この間に簡易な基盤整備(機構営による農地耕作条件改善事業)や鳥獣害対策の実施。

- ・スタンバイ期間: R2. 3. 1~R4. 2. 28 (2年間)
- ・出し手と受け手: 出 S氏 他 28 名、受 農業法人M
- ・農地: 51 筆(計 38, 511m²)←最大値
- ・賃料: 192, 017 円(R2. 12)、136, 633 円(R2. 12)
- ・保全管理 : R2 年度 1 回(耕起と草刈) R2. 6. 1~R2. 8. 31 間
1 回(耕起と草刈) R2. 10. 1~R2. 11. 30 間
R3 年度 1 回(耕起と草刈) R3. 5. 17~R3. 7. 30 間
1 回(耕起と草刈) R3. 10. 12~R3. 12. 10 間
- ・保全管理者: 須美江町区
- ・貸付け : 基盤整備工事完了した 1 期工リアの 25 筆について始期 R3. 7. 1 から新たな受け手(農業法人M)に貸付済み
- ・その他: 機構営農地耕作条件改善事業「須美江地区」の実施に伴い、スタンバイ農地を活用している。

賃料の対象期間は、農地耕作改善事業の事業採択申請日前までである。

保全管理の対象期間は、工事着手までとしている。

2 期工リアのスタンバイ農地は R4. 2. 28 で丸 2 年となり期間を超えたため、そのまま中間保有農地(R4. 3. 1 ~)へ移行したものである。

スタンバイ農地の契約までに同意が取れなかった農地や既に配分済みの農地などはスタンバイ農地の対象外であり、工事対象農地の全てはスタンバイ農地とはなっていない。



③ 日向市

- (1) へべす経営で農業参入を検討していた日向市の建設会社が参入農地を探していたことから、日向市は西川内地区へ誘致を提案。

- (2) 建設会社は令和元年 12 月に農業法人Hを設立し、当該農地で経営開始するまでの期間(令和 2 年 4 月~令和 3 年 2 月) 機構が約 2. 0ha の農地で中間管理権を取得し本事業を活用。R3. 3 より機構から農業法人Hへ転貸済み。



- ・スタンバイ期間：R2. 4. 1 ～R3. 2. 28（11ヶ月）38筆

R2. 5. 1 ～R3. 2. 28（10ヶ月）2筆

※当初、3/31までの予定であったが、定植時期が1ヶ月早まったため2/28までとなった。

- ・出し手と受け手：出 K氏 他12名、受 農業法人H
- ・農地：40筆（計20,071 m²）
- ・賃料：111,841円（最終）
- ・保全管理：なし
- ・保全管理者：なし
- ・貸付け：始期 R3. 3. 1 から新たな受け手に貸付済み
- ・その他：5/1の2筆は設定が遅れたもの

当初3/31までの計画だったため、3月分までの賃料を支払ったが、定植時期が1ヶ月早まったため2月までとなった。1ヶ月分の賃料10,200円は配分先の農業法人Hから徴収している。

④ 串間市

- (1) 串間市で地域おこし協力隊として雇用し農業研修を行っている隊員1名が、本城地区に研修先の農家が所有する空きハウスを借り受けてR3.8に就農予定。当該ハウスの農地（約18a）に本事業を活用。

- ・スタンバイ期間：R2. 12. 1～R3. 10. 31（11ヶ月間）

※当初、7/31までの予定であったが補助金の交付時期の関係から期間を3ヶ月延長し10/31までとした。

- ・出し手と受け手：出 Y氏、受 T氏
- ・農地：3筆（計1,817 m²）
- ・賃料：41,250円（R3. 11）
- ・保全管理：R2年度1回（耕起と草刈）R2. 12. 1～R3. 3. 19間
R3年度2回（耕起と草刈）R3. 4. 1～R3. 7. 31間
- ・保全管理者：K氏
- ・貸付け：始期 R3. 11. 1 から新たな受け手（T氏）に貸付済み



⑤ 延岡市

- (1) 延岡市で農業研修を受けている新規就農者が就農後の農地を検討しているところ、研修先の農業委員から本事業の存在を知り、自身で付近の空きハウスがあることを調べ本事業を活用したいとの申し出があり、活用。



- ・スタンバイ期間：R4. 7. 1～R5. 6. 30（1年間）
※研修の残期間と合うように調整。
- ・出し手と受け手：出 K氏、受 F氏
- ・農地：1筆（2,040m²）
- ・賃料：240,000 円
- ・保全管理：R4 年度 1 回（畦畔草刈） R4. 7. 19～R4. 8. 31 間
- ・保全管理者：T氏（研修先の農業委員）
- ・貸付け：始期R5. 7. 1 から新たな担い手（F氏）に貸付け済み

⑥ 国富町

- (1) 事業承継（公社担い手支援課）希望者から中古ハウスと農地等の情報提供を受け、関係機関が橋渡しを行い、実践塾で研修中の新規就農希望者へマッチングを行った。就農希望者が研修中のため、引き渡しまで、時間がかかること及び保全管理が必要であるということで、担い手支援課から農地一課にスタンバイ農地事業を活用できないか相談があり、事業承継を行う前段でスタンバイ農地事業に取り組むこととなった。
- (2) 今回の事業承継を支える形でのスタンバイ農地事業の取り組みは、県内初の試みということで、国富町で覚書の調印式を実施し、両事業のPRを行った。

- ・スタンバイ期間：R6. 1. 1～R6. 6. 30（半年間）
※研修の残期間と合うように調整。

- ・出し手と受け手：出 S氏、受 K氏
- ・農地：1筆（3,460m²）
- ・賃料：100,000 円
- ・保全管理：未定
- ・保全管理者：S氏

